

再周知

事務連絡
令和7年10月4日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、東京都より「令和7年度東京都薬局物価高騰緊急対策支援金延長の実施について」通知がありましたので、貴会会員へのご周知をよろしくお願いいたします。



7保医健薬第2691号

令和7年9月29日

公益社団法人東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫 様

東京都保健医療局健康安全部長
中 川 一 典
(公印省略)

令和7年度東京都薬局物価高騰緊急対策支援金延長の実施について(通知)

日頃から、東京都の薬事行政に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、東京都では令和7年4月1日から令和7年9月30日までを対象期間として実施している「令和7年度東京都薬局物価高騰緊急対策支援金」について、対象期間を同年12月31日まで3か月分延長して実施いたします。つきましては、下記の対象となり得る貴会会員宛てに周知いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 交付対象事業者

都内に開設している薬局。ただし、健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局に限る。

2 交付対象期間

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで(9ヶ月)とする。

ただし、令和7年10月1日から令和7年12月31日までに廃止又は休業等により事業を実施しなかった場合は、対象事業者に対する支援金額の3分の2(従前どおりの金額)を支給する。

3 支援金額

	対象	支援金額
光熱費	薬局	<u>117,000 円</u> (1施設あたり)

※ 令和7年10月1日から令和7年12月31日までに廃止又は休業等により事業を実施しなかった場合は、78,000円(1施設あたり)

※ 支援金は、都の予算の範囲内において交付する。

4 申請方法及びスケジュール(予定)

申請方法は、(1)デジタル庁が運営する補助金申請システム jGrants(以下「J グランツ」という。)又は(2)Web事前申込み及び書面郵送による申請の二通りございます。いずれの方法でも、同一法人で複数の薬局を開設している場合は、法人本部で取りまとめる等により、薬局ごとではなく法人単位で一括して申請をお願いします。

また、交付対象事業者様の事務事務の簡素化を図るため、スケジュールを次のとおり変更します。

(1) J グランツによる申請

当初、令和7年9月10日にお知らせした際には、令和7年10月から受付開始としていましたが、令和8年1月

5日から令和8年1月25日までを受付期間とします。

J グランツホームページ(<https://www.igrants-portal.go.jp/>)から「東京都薬局物価高騰緊急対策事業支援金」と検索し、申請フォームに、必要事項を入力し申し込んでください。

なお、J グランツによる申請には、gBizIDプライムの取得が必要なため、GビズIDホームページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)よりご準備いただきますようお願いいたします。

<スケジュール>

令和8年1月5日(月曜日)	交付申請書兼実績報告書受付開始
令和8年1月25日(日曜日)	交付申請書兼実績報告書提出期限
令和8年3月末	支援金支給

(2) Web事前申込み及び書面郵送による申請

当初、令和7年9月10日にお知らせした際には、Web事前申込み受付終了を令和7年9月30日としていましたが、Web事前申込みを**令和7年10月31日まで延長**します。**すべて78,000円で申請**していただき、Web事前申込みの内容をもとに、**交付申請兼実績報告額及び対象期間を都において修正**いたします。

東京都保健医療局ホームページ(https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/yakkyoku-bukka4)にURLを掲載の特設サイトにアクセスし、必要事項を入力し申し込んでください。

Web事前申込みの後、12月下旬に、「交付申請書兼実績報告書」を添付したメールをお送りします。内容を確認の上、印刷・押印し、印鑑証明書等の書類とあわせて、**令和8年1月20日まで**に郵送により提出してください。

なお、複数の薬局を一括して申請する場合、交付申請の際に添付する印鑑証明書について薬局数分を用意する必要はありません。

【郵送先】

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱 106 号

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金(令和7年度)事務局 宛

<スケジュール>

令和7年9月10日(水曜日) *既開始済	Web事前申込み受付開始
令和7年10月31日(金曜日)	Web事前申込み受付終了
令和7年12月下旬	交付申請書兼実績報告書提出のご案内
令和8年1月20日(火曜日)	交付申請書兼実績報告書提出期限
令和8年3月末	支援金支給

5 送付書類

- (1) 東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱
- (2) 東京都薬局物価高騰緊急対策支援金交付要綱
- (3) 令和7年度東京都薬局物価高騰緊急対策事業実施のお知らせ

6 東京都保健医療局ホームページについて

各種申請フォームは東京都保健医療局ホームページに掲載しています。

手続方法等の詳細もこちらから御確認ください。

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/yakkyoku-bukka4



7 その他

現在、本事業を委託する東京都薬局物価高騰緊急対策支援金（令和7年度）事務局のコールセンターを設置しております。お困りの点については下記問い合わせ先までお尋ねください。

【担当】

東京都保健医療局健康安全部薬務課薬務担当

【問い合わせ先】

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金（令和7年度）事務局

TEL：0120-319-204

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱

制定 令和５年７月１２日付５保医健薬第１２号
一部改正 令和６年１月１７日付５保医健薬第２２９４号

（目的）

第１条 本事業は、物価高騰に直面する都内薬局の負担軽減を目的とする。

（実施主体）

第２条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

（事業内容）

第３条 都内に開設している薬局（健康保険法第６３条第３項第１号に定める保険薬局に限る。）の開設者に対し、物価高騰に対応するための支援金を交付する。

（その他）

第４条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金交付要綱

制定 令和 5 年 7 月 1 2 日付 5 保医健薬第 1 2 号
一部改正 令和 6 年 1 月 1 7 日付 5 保医健薬第 2 2 9 4 号
一部改正 令和 6 年 1 0 月 2 1 日付 6 保医健薬第 2 8 2 5 号
一部改正 令和 7 年 4 月 2 2 日付 7 保医健薬第 3 6 3 号
一部改正 令和 7 年 9 月 1 9 日付 7 保医健薬第 2 5 2 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、都内薬局に対し、東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱(令和 5 年 7 月 1 2 日付 5 保医健薬第 1 2 号。以下「実施要綱」という。)に基づき物価高騰に対応するための経費について、東京都が予算の範囲内で支援金を交付することにより、都内薬局の経営基盤を包括的に支援すること、並びに東京都補助金等交付規則(昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、事業の適切な施行を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 本要綱に定める支援金の交付を受けることができる者は、実施要綱第 3 条に掲げる者であって、かつ、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで継続して事業を実施している者(以下「対象事業者」という。)とする。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

(交付対象期間)

第 3 条 本要綱に定める支援金の交付対象期間は、次に掲げるとおりとする。

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

(支援金の交付額)

第 4 条 支援金の対象経費及び支援金の額は、以下のとおりとする。

対象経費	支援金額
光熱費	1 薬局当たり 117,000 円

(交付申請及び実績報告)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、支援金交付申請書兼実績報告書(別記第 1 号様式)に必要事項を記入の上、東京都知事(以下「知事」という。)が定める期日までに交付申請及び実績報告(以下「交付申請等」という。)を行うものとする。

- 2 原則として、複数の薬局を有する対象事業者は、当該薬局に係る交付申請を一括して行うものとする。

(交付決定及び支援金の額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により申請者から交付申請等があり、当該申請等の内容を適正と認めたときは、支援金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、この場合において、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、補助金の交付申請等に係る事項につき修正を加えて、交付決定及び額の確定をすることができるものとする。

(申請の撤回)

第7条 申請者は、前条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第8条 この事業により支援金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(申請のみなし取下げ)

第9条 知事が第5条に定める支援金交付申請書兼実績報告書(以下「申請書等」という。)を受け付けた後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の支払)

第10条 知事は、支援金の額の確定後、支援金を速やかに交付するものとする。

なお、申請等に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(決定の取消し)

第11条 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、支援金の交付決定を受けた者(以下「支援金交付事業者」という。)が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたことが明らかとなった場合、又は支援金交付事業者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至った場合、交付決定の全部又は一部を取り消す。

2 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金交付事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(支援金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、期限を定めて返還を命じるものとする。

(事業完了後の調査等)

第13条 支援金の交付を受けようとする事業者もしくは交付を受けた事業者は、支援金交付事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則（5保医健薬第12号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（5保医健薬第2294号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（6保医健薬第2825号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（7保医健薬第363号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（7保医健薬第2529号）

この要綱は、令和7年9月19日から施行する。

この要綱による改正後の規定は、令和7年4月1日から令和7年12月31日まで継続して事業を実施している薬局について適用し、令和7年4月1日から令和7年9月30日まで継続して事業を実施していた薬局であって令和7年10月1日以降に事業の廃止又は休止等により事業を継続しなかった薬局に係る支援金については、なお従前の例による。



郵便はがき

重要

□□□-□□□□

東京都〇〇区〇〇町 1 - 1 - 1
〇〇薬局 御中

000000-0000



東京都

お問い合わせ時やご申請時に使用しますので、
このハガキは必ず保管してください。

東京都薬局物価高騰緊急対策事業 支援期間の延長に関するお知らせ

直面する物価高騰に伴う影響を緩和するため、
光熱費に係る支援金を支給します

本支援金に関するお問い合わせ先

【東京都薬局物価高騰緊急対策支援金(令和7年度)事務局】

電話番号：0120-319-204

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

【差出人】

東京都保健医療局健康安全部薬務課薬務担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

【還付先】 差出人に同じ

支援期間の延長について

価格転嫁が困難な薬局への物価高騰緊急対策事業について、令和7年9月末までとしている実施期間を、同年12月末まで延長いたします。

9月上旬にハガキで支援金概要等をお知らせしましたが、この度の支援期間の延長に伴い、下記のとおり金額や申請期間等を変更いたします。

支援金概要

対象施設

都内に開設している薬局。

ただし、健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局に限ります。

交付対象期間

令和7年4月1日 から 令和7年12月31日まで

ただし、期間中継続して事業を実施していたことを要件とします。

交付額

【光熱費】 117,000円／1施設

補足事項

支援期間の延長に伴い、各種申請期間も変更しますので、ご注意ください。

Web&書面申請

【step 1】Web事前申し込み

令和7年9月10日 から 令和7年10月31日まで

※申請期間を1カ月間延長しました。

【step 2】交付申請兼実績報告

令和8年1月6日 から 令和8年1月20日まで

※申請受付期間が翌年の1月にずれ込みます。

【step 3】都から支援金の支払い

※年度内に一括で支払います（予定）。

Jグランツ申請

【step 1】Jグランツ上での交付申請

令和8年1月6日 から 令和8年1月25日まで

※申請受付期間が翌年の1月にずれ込みます。

【step 2】都から支援金の支払い

※年度内に一括で支払います（予定）。



詳細は以下保健医療局HPからご確認ください

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/enzen/kenkou_anzen/yakkyoku-bukka4